

宮城県地域包括ケア推進協議会の在り方について

令和7年2月

宮城県長寿社会政策課 地域包括ケア推進班

宮城県地域包括ケア推進協議会の在り方について

1 趣旨

これまで、県内の関係機関、団体等が連携・協力し、一体となって、本県の地域包括ケア体制を構築するため、「地域包括ケア推進アクションプラン」の策定と事業の推進等を実施、その他必要な事項に関する事業を実施してきた。

地域包括ケア推進協議会設立から10年が経ち、関係機関、団体等が連携・協力に向けて協議をする場は、代替会議に移行したこと。また、単独で策定していた「地域包括ケア推進アクションプラン」を次期から高齢者元気プラン本体に入れ込む予定であること。更に、地域包括ケアを深化・推進するため、より機動的な会議体が求められることから、新たに県に助言等を行うため、代替会議に横串を通した形の会議体を設置することとする。

新たな会議体の役割は、地域包括ケアシステムを円滑に推進するにあたって必要となる、医療・介護・保健分野の専門的・技術的な事項について、宮城県に対し必要な助言等を行うものとする。

2 宮城県地域包括ケア推進協議会の課題と新たな会議体のポイント

- (1) 既存の代替会議の活用を図り、代替会議の座長等を新規会議体の構成員とする。
- (2) 新規課題への対応として、児童福祉分野、障害福祉分野の専門家を構成員に加える。
- (3) 市町村の意見等の聴取・反映するため、地域包括ケアシステム構築の主体である市町村を構成員に加える。
- (4) 構成員を絞ることによる会議の機動性を確保するため、代替会議と児童福祉分野、障害福祉分野の会議に横串を通した形の会議体に改編する。

新たな会議体イメージ図

地域ケア推進協議会

総会【会長 県知事】※49団体

幹事会 ※15団体

専門委員会（6）

	名称	構成団体数
①	医療介護・多職種連携専門員会	2 2
②	高齢者健康維持専門員会	1 5
③	コミュニティ・生活支援専門員会	1 6
④	介護人材確保専門委員会	1 2
⑤	在宅ケア・生活支援専門員会	1 5
⑥	認知症地域ケア推進専門員会	1 2

地域包括ケア推進会議（仮称） 県：事務局

ポイント1 既存の代替会議の活用
代替会議の座長等を新規会議の構成員へ

	代替会議名称（5）	役職
①	宮城県在宅医療推進検討会	座長
②	介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会	委員長
③	地域支え合い・生活支援推進連絡会	議長
④	介護人材確保協議会	委員長
⑤	認知症地域ケア推進会議	委員長
⑥		

7	社会的養育計画懇話会	座長
8	障害者施策推進協議会	会長

ポイント2 新規課題への対応
児童福祉分野、障害福祉分野の専門家を構成員へ

ポイント4 構成員を絞ることによる会議の機動性確保
代替会議と児童福祉分野、障害福祉分野の会議に横串を通した形の会議体に改編

	所属	氏名（職）
座長	東北大学大学院	教授クラス
①	県医師会	佐藤和宏会長
②	東北大学大学院	小坂健教授
③	東北こども福祉専門学院	大坂純副学院長
④	東北福祉大学	高橋誠一教授
⑤⑥	旭山病院	近藤等理事長
7	新島学園短期大学	草間吉夫准教授
8	東北学院大学	阿部重樹常任理事
9	市長会	市課長クラス※
10	町村会	町村課長クラス※

※地域包括ケアシステム構築に積極的に取り組んでいる市町村を候補に挙げ、市長会、町村会から推薦をもらう。

ポイント3 市町村の意見等の聴取・反映
地域包括ケアシステム構築の主体である市町村を構成員へ